

## 福島市成年後見制度利用支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第11条第1項第8号の規定に基づく措置として、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、福島市（以下「本市」という。）が行う助成について定めるものとする。

### (対象者)

第2条 助成金の対象者(以下「助成対象者」という。)は、成年後見、保佐又は補助（以下「成年後見等」という。）開始の審判を受けた者であって、同条2項に規定する基準日において次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、成年後見人、保佐人、補助人（以下「成年後見人等」という。）が親族（民法第725条で定める6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）である場合は助成の対象としない。

#### (1) 住所要件 次のアまたはイに該当する者

ア 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、他市町村の市町村長が措置権者である者又は他市町村が介護保険の保険者もしくは障がい福祉サービスの実施主体である者を除く。

イ 施設等への入所、入居等に伴って市外に転出した者であって、次の(ア)から(オ)までのいずれかが本市であるもの

(ア) 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険者

(イ) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険者

(ウ) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施機関

(エ) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の実施機関

(オ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による給付の決定機関

#### (2) 経済要件 次のアまたはイに該当する者

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく被保護者であり、預貯金及び現金等の合計額から30万円を差し引いた額が家庭裁判所の決定した報酬付与審判額を下回る者

イ 市町村民税非課税世帯に属する者

(3) 前号までに掲げるもののほか、福島市長（以下「市長」という。）が必要であると認めた者

2 前項の該当性の判断の基準日は、次の各号のとおりとする。

(1) 審判の申立に要する費用（以下「審判申立費用」という）の助成については、成年後見等開始の審判確定日

(2) 成年後見人等又は成年後見監督人等の報酬の助成については、第5条第2項の申請を行う日

(対象費用)

第3条 助成対象費用は、審判申立費用及び成年後見人等又は成年後見監督人等の報酬の全部又は一部とする。

2 審判申立費用に対する助成は、当該審判請求に要した収入印紙代、郵便切手代、診断書料及び鑑定料とする。

3 成年後見人等の報酬の助成金は、家庭裁判所が決定した報酬付与審判額の範囲内であって、かつ、成年後見人等一人当たり、次の各号で定める額を上限とする。

(1) 施設入所者 月額18,000円

(2) 在宅生活者 月額28,000円

4 成年後見監督人等の報酬の助成金は、家庭裁判所が決定した報酬付与審判額の範囲内であって、かつ、成年後見監督人等一人当たり、次の各号で定める額を上限とする。

(1) 施設入所者 月額9,000円

(2) 在宅生活者 月額14,000円

5 第3項及び第4項に掲げる区分については、家庭裁判所により報酬付与の対象とされた期間（以下「対象期間」という。）の各月の初日の状態によるものとする。

6 成年後見人等又は成年後見監督人等の報酬の助成は、対象期間のうち直近15月分（対象者が死亡した場合にあっては、対象期間のうち直近24月分）を限度として行う。

(審判申立費用助成申請手続き等)

第4条 審判申立費用の助成金の申請ができる者は、対象者、成年後見人等（以下「申立費用申請者」という。）とする。

2 申立費用申請者は、成年後見制度利用支援審判申立費用助成金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 家庭裁判所の審判書の写し

(2) 登記事項証明書の写し

(3) 申立に用いた収入印紙代、郵便切手代、診断書料及び鑑定料の領収書の写し

(4) 予納した郵便切手の返還通知書の写し

(5) そのほか、市長が提出を求めるもの

3 申立費用申請者は、成年後見等開始の審判確定日から6か月以内に市長に申請するものとする。

4 市長は、第2項の申請があったときには、その内容を審査のうえ支給の可否及び助成金の額を決定し、申立費用申請者に対し成年後見制度利用支援審判申立費用助成金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

5 助成金は、助成金の支給決定を受けた申立費用申請者からの請求に基づき支給する。

(報酬助成申請手続き等)

第5条 報酬助成金の申請ができる者は、対象者、成年後見人等又は成年後見監督人等（以下「報酬申請者」という。）とする。

- 2 報酬申請者は、成年後見制度利用支援報酬助成金支給申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。
- (1) 報酬付与審判の決定通知書の写し
  - (2) 成年被後見人等の財産目録（任意様式）
  - (3) 成年被後見人等の収支予定表（任意様式）
  - (4) 成年被後見人等の助成対象期間の通帳の写し
  - (5) そのほか、市長が提出を求めるもの
- 3 市長は、第2項の申請があったときには、その内容を審査のうえ支給の可否及び助成金の額を決定し、報酬申請者に対し成年後見制度利用支援報酬助成金支給決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。
- 4 報酬申請者は、家庭裁判所より報酬付与の審判が決定された日から6か月以内に市長に申請するものとする。
- 5 助成金支給申請内容に変更が生じた場合は、成年後見制度利用支援報酬助成金変更申請書（様式第5号）に変更内容をあきらかにできる書類を添付して、市長に提出するものとする。
- 6 助成金は、助成金の支給決定を受けた報酬申請者からの請求に基づき支給する。ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、成年後見人等又は成年後見監督人等の辞任、対象者が死亡した場合にあっては、対象者の成年後見人等又は成年後見監督人等であった者が当該報酬を受領しておらず、かつ、対象者の資産（現金及び預貯金に限る）を当該報酬に充当してなお不足が生じる場合に限り、当該成年後見人等又は成年後見監督人等であった者が第2項の申請を行うことができる。

（助成金の返還）

第6条 市長は、申立費用申請者又は報酬申請者が偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたと認めた場合は、その者に対して、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補足）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年5月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。